

令和6年度 第5回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和6年10月22日開催

高野町農業委員会

令和6年度 第5回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和6年10月22日（火）

●**開会時刻** 午前10時00分開会

●**開催場所** 高野山テレワークセンター（旧管理棟）

●**出席委員** 2番 柳 葵 3番 木村 金男 4番 泉平 和廣
5番 梶部 起左子 7番 井手上 治己 8番 上田 静可
9番 井阪 晴美 10番 下名迫 勝實

以上8名出席

●**欠席委員** 1番 森脇 伸宣 6番 西辻 政親

以上2名欠席

●**欠席推進委員** 眞野 弘和 山本 和英

以上2名欠席

●**事務局員** 事務局長 茶原 敏輝
事務局員 松本 斉・垣内 宏樹

●**議事事項** 報告第6号 農地利用状況調査結果について
その他

●**議事内容** 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（松本 斉）

おはようございます。

ただいまから令和6年度第5回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員 8名 欠席委員 4名で1番 森脇委員 6番 西辻委員 眞野推進委員 山本推進委員となっています。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。

それでは、事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

事務局長（茶原敏輝）

おはようございます。秋めいてきてお作業等も色々あるなか今日はお集まりいただきます本当にありがとうございます この間から少し寒くなって本当に秋らしいような雰囲気になってきたのかなという風に思います ちょっと来週1週間はまた冬が続くみたいなことを言っておりますけれどもだんだん冬に向かって進んでいきますがお体に気を付けて頑張ってくださいましたら幸いですよろしくをお願いいたします。本日は案件1つだけだと思いますけれどもどうぞ慎重審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局（松本 斉）

ありがとうございます。つづきまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名頂いております。本日の署名委員は、3番 木村委員・4番 泉平委員にお願いいたします。つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いいたします。

議長

おはようございます。明日から雨ということで、季節も変わってきて、先ほど話がありましたがキンモクセイも富貴は終わりましたが、橋本の方が花盛りでした。山の方は今のところよろしくありませんが、これからの期待したいと思います。

それでは、次第に沿って行います。報告第6号「農地利用状況調査結果について」事務局より説明願います。

事務局（松本 斉）

それでは座って説明させていただきます。

報告第6号 農地利用状況調査結果について、このことについて農地法第30条第1項の規定に基づき実施した、令和6年度農地利用状況調査について、別紙のとおり、調査結果を取りまとめたので報告する。令和6年10月22日提出。高野町農業委員会 会長 柳 葵。

令和6年度の利用状況調査の結果について集計いたしましたので報告いたします。この調査結果ですが、農地法第32条第1項第1号の農地、いわゆる1号遊休農地を掲載しております。各農業委員・推進委員の皆様の調査票の中から、A分類や1号遊休農地とされる再生利用が可能な農地を掲載しております。よって、これまでの調査で既に山林化されていると判断された農地については別途計上しておりません。本年1号遊休農地と判断した農地は316件、18.89ヘクタール(290件、16.0ヘクタール)でした。また、新たに発生した1号遊休農地は69件で5.14ヘクタール(34件で2.06ヘクタール)となりました。また、1号遊休農地の解消は20件で1.46ヘクタール(64件で4.71ヘクタール)でした。この69件については、ことしの利用意向調査の対象となりますので、農地法第32条に則(そく)し調査を実施し、最終、国に対して公表する数字となります。また、これまでの調査で山林化等非農地に相当する農地については、今後、非農地判断を行っていきたいと考えていますので委員の皆様の現地調査等、よろしく願いいたします。以上です。

議長

ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質疑等ございませんか。

井手上委員

7番 井手上です。以前にも話したかと思いますが、今回の調査で、写真と地番があっていない。地籍調査が終わっている地区では、地形図と地籍図を合わせた調査が出来ないのか。

事務局(松本 齊)

農地調査では、メインで使っている水土里ネットに地籍調査の状況を合わせられることはないと思いますが、現状予算のベースが決まっている中でその部分を取りに行くっていうと厳しいことがあります。そこは地籍に提供してもらえる情報と今メインで使っている水土里ネットを融合できるのかっていう調査からはいらないかなと思いますので、1年2年お時間いただきたいというのが正直なところです。

事務局長(茶原敏輝)

今、松本が言いました水土里ネットというのが農業の方の基本になるような図面地図っていうことになっています。衛星から撮った写真も含めて整理されています。地籍というのがまた全然違うところでこれは法務省の方で加入しているところがある。もうここで法務省っていう省庁の仕組みと農林水産省っていうところの仕組みが違う。農林水産省の中でも農地とで林地がありますが、これもシステムが全然違うっていう中でひとつも互換性がない。それをうちの

財政は同じように地図を扱うような部分やのに、いろんな部署から予算要求が出てきて非常に問題だということで統合できないのかっていう話はもちろん何年も前からあるんですけども どうしても省庁で縦の動きになった時になかなかそれがうまく1つにまとまらないってところがあって 私たちとしても課題を持ってはいますがなかなか進まないのが現状で、本来であればこの地図ベースで全て1つの仕組みの上に乗っかっていただければ私からも やりやすいですし、それさえ見れば農地もわかる林地もわかる下水のここは入っとる、上水ここ入っとるみたいなそういうのも含めて全て見ればわかるようなものがあつたら私も嬉しいですけども、現状できてないできてないのは高野町の中ができてないというよりも、国の中の政治がそこもやっぱりできてないってということなのでまたこれ今衆議院の選挙やっていますけれども上がっていく方にそういった地方の実情みたいなこともお話しさせていただいて国の中で整理をしていく方向に少し持っていったいただかないと難しいのかなと、ちょっと厳しいところです。

井手上委員

7番 井手上です。私が調査をしている細川、西郷地区は、地籍も終わり農地はとびとびなので、面積はしれている。農地調査の目的は農地の状況を調べることなので、アナログ的な事でもいいのでは。

事務局長（茶原敏輝）

調査の中で、均等な資料の配布ってところで今水土里ネットのデータをベースにさせていただいているのですが、今のお話でいくと例えばもう地籍が終わっているところ申し訳ないですけど富貴、筒香はまだ終わっていないので 地籍が終わっていないので水土里ネットのデータで、地籍が終わっているところは1回テストでやってみるということは可能だとは思いますが多分地籍のデータで農地だけ出すということはできるはずなのでちょっとその皆さん同じデータに資料にはなりませんけどそういうことができるのかどうかも含めてちょっと担当の総務課の方とも話しながら何かあの方法があつてやれるんであればちょっと改善をするみたいところで少しやらせていただけないですか。

井手上委員

どこまで進めるかは気持ちの問題でもある。

議長

地域によって差がある。

井阪委員

9番井阪。航空写真が古いままなので、新しくならないか。

事務局（松本 齊）

更新にも費用が掛かり予算の問題で、なかなか難しい。

- 井阪委員 名義が昔のままのところも結構ある。
- 事務局（松本 斉） 登記されていないものもあれば、こちらで更新できていないのもあります。
- 井阪委員 私はわかっているけど、今後委員が変わればわからない人も出てくる。調査しにくくなる。
- 事務局長（茶原敏輝） 今年の4月に相続登記が義務化されたので、データが届いたときに更新していく。
- 木村委員 今の関連で、事前にわかっていたら備考に書かしてもらっているがそれでいいのか。僕が入手したところの前の人の名前になっている。極端に言えば、農業をしているかいないか。管理をしているかいないか、だけの報告で注意をしていない。わかる範囲で書くようにします。
- 事務局（松本 斉） ありがとうございます。
- 事務局長（茶原敏輝） 地籍がこれから富貴の方でもどんどん進んでいくかと思われませんが、進んでいったときに昨年協議いただいて、地籍上で農地でないという風にしてしまって、山林とか雑種地というかたちになると、太陽光発電みたいな話は止められなくなっていく。今は農振法の関係で、止めましたけど、今度地籍がされて、農地でなくなってしまうと止められなくなる。農振地域を見直していかなければならなくなる。私としては地籍を進めていくとそういう不都合も出てくるのかなという風には思っていて心配はしているところです。じゃあ有休農地をどうすんだって話になってくるしちょっと難しい。
- 木村委員 ちょっと聞いた話ですが、地籍調査の時に、今まで農業をやっている、歳をとってきて、土地を売りたい。農地を売るとなると3条申請の手続きが必要なので、雑種地にして売ろうと思っていると聞いたが、地籍で簡単に雑種地に変えることが出来ると聞いたことがある。
- 事務局（松本 斉） できません。
- 事務局長（茶原敏輝） 地籍調査では、現状主義なので現状がどうであるかによって、地目

は変わってきます。農地であっても、高野槇が20年30年とたっていると、山林と位置づけられますし。地籍でどういう判断をしているのかは、ちょっと聞いてみないとわからないですが。私としては地籍を進めていくとそういう不都合も出てくるのかなという風には思って心配はしているところです。じゃあ有休農地をどうすんだって話になってくるしちょっと難しい。ただ、農地でなくなるとソーラーパネル問題も難しくなってくる。

井手上委員 持ち主の考え方で、変わってしまう。書類が出てきたらそれだけで見てしまう。地籍で登録されたらすぐ課税される。地籍が終われば地目は確定される。

事務局長（茶原敏輝） 地籍の方が上位になる。地籍で決まってしまうと修正できない。雑種地になると、太陽光発電をするとなっても止めようがない。農地があってこそ生産でき、食べることが出来る。そこがどんどん細ってしまう。地域が元気でないと続かない。食糧自給も出来ない。そのためのベースとして農地は農地として持続していかなければならないと思います。そこは個人的にも大きく懸念しているところです。

木村委員 この表は、確定したものになりますか。

事務局（松本 齊） この69件は利用意向調査に移行します。今年度の調査結果になりこれで確定です。

下名迫委員 10年ほど前に土地売買するときに、畑をつくるという条件で、農業委員会で承認したと思うけど、今は何もせんこの前地籍で雑種地になってしまっている。

事務局長（茶原敏輝） 地籍の方が上位になってしまうので、そこで決まってしまうとどうしようもない。当時は作る予定であったとしても諸事情で出来なかったりということもある。出来る限り、そういうことがないようにして農業委員会で決めていることが軽くなってしまう。

議長 他に何かありませんか。ご意見等がないようですので、報告第6号については「以上」とします。以上で予定していました 議案審議は全て終了しました。その他について、事務局 何かありませんか。

事務局（松本 齊） 前日も話をしました交流ひろばについてですが。出店の方はいかがでしょうか。

議長 委員会に来る途中でも話をしていましたが、今年は遅れているので育っていない。どうですか皆さん。

事務局（松本 齊） 筒香の方も出せないと聞いています。協力隊の方が出店しますので、そちらにお願いをする形でよろしいでしょうか。農業委員会としては出店しないということでもよろしいでしょうか。

事務局長（茶原敏輝） 農産物の直売は書いているので、なしにはできない。

下名迫委員 今年協力隊にお願いをする形で、できれば。

議長 ありがとうございます。はい。他に特にないですか。それでは会議は終わります。どうもありがとうございました。

*****午前10時50分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

会 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 4番 _____